

公立大学法人奈良県立大学計画・評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第8条に規定する計画・評価委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「法人」とは、公立大学法人奈良県立大学をいう。

2 この規程において「大学」とは、法人が設置する奈良県立大学をいう。

3 この規程において「職員」とは、教員及び一般職員をいう。

(審議事項等)

第3条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 地方独立行政法人法第26条第1項に基づく法人の中期計画の策定及び変更に関する事項

(2) 法人の年度計画の策定及び変更に関する事項

(3) 地方独立行政法人法第78条の2第1項に基づく法人の業務の実績の評価に関する事項

(4) 法人の年度計画に係る業務の実績の評価に関する事項

(5) 学校教育法第109条第1項に基づき大学が自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) 学校教育法第109条第2項の認証評価機関による大学の評価に関する事項

(7) 第3号から前号までに掲げる評価の活用に関する事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に係る審議の結果について、必要に応じて大学運営会議又は教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 副理事長

(2) 常務理事

(3) 副学長

(4) 地域創造学部長、学生部長、学術情報部長及び地域創造研究センター長

(5) 副学部長

(6) その他副理事長が必要と認める者

2 附属高等学校に関する案件を審議する場合は、附属高等学校長を加える。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は事務局企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。